公益社団法人日本青年会議所 北海道地区協議会

運営規程

第1条(目的)

会則第22条の規定に基づき、公益社団法人日本青年会議所北海道地区協議会(以下「本協議会」という)運営 規程を定める。

2 本規程は、会則に定める目的を達成するために、本協議会の運営の原則を定め、その円滑化を図ることを目的とする。

第2条(会員会議所会議)

本協議会は、会則に定める会員会議所会議を年2回以上開催する。

第3条(役員会議)

本協議会は、会則に定める役員会議を年8回以上開催する。

第4条(会議・委員会)

会議・委員会は、会員会議所会議にて審議された事業計画を実施するため及び会則に定める目的を達成するために適時開催する。

2 会議・委員会を開催した場合、出席者、会場名、日時、議事等を記載した議事録を作成し委員会終了後速やかに 運営専務に提出し事務局にて保管する。

第5条(地区大会)

本協議会は、必要に応じて地区大会を開催することができる。

2 開催に関する詳細については、細則にこれを定める。

第6条(会費)

本協議会は、会費を次の通りとしこれ以外は徴収しない。

- (1) 基本金 会員会議所各30,000円
- (2) 付加金 エリア事業費を含め7,500円を1月1日現在の正会員数に乗じた額とする。
- 2 1月2日から6月30日までに正会員の入会者があった場合は、その人数に前項(2)に準じて付加金の算出を行い7月末日までに納入を行う。
- 3. 前項を除き会費は毎年2月末日までに納入しなければならない。

第7条(事務局)

本協議会は、事務局を札幌市に置く。

2. 本協議会は、会長が任命し、事務局職員1名を置くことができる。

第8条(地区担当常任理事候補者の推薦)

本協議会は、地区担当常任理事候補者の推薦にあたり、別途選出規程を定める。

第9条(会議の種類)

本協議会は、会則に定める会議以外に、次の会議を開催する。

- (1) 正副会長会議
- (2) その他、必要に応じた会議

第10条(正副会長会議)

正副会長会議は、会長、直前会長、副会長、運営専務をもって構成する。

- 2. 正副会長会議は、必要に応じて会長が招集する。
- 3. 正副会長会議の定足数は、構成者の3分の2以上とする。
- 4. 正副会長会議の総括責任者は、運営専務とする。

第11条(補足)

本規程に定めのない事項については、公益社団法人日本青年会議所の定款、規則、規程及び細則を準用することとし、準用すべき規定がない場合は、役員会議において議決するものとする。

附則

本規程は、一般社団及び財団法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係 法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

平成16年 9月18日 制定

平成16年12月 3日改正

平成19年10月20日改正

平成21年 6月20日改正

平成22年 6月19日 改正

平成26年 1月 1日改正

平成29年 1月 1日改正